

(2015.5)「市民税・県民税の減免」制度の活用を

「市民税・県民税の減免」制度とは

川崎市には、市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が「市税条例施行規則」で定める金額以下の方(別表参照)は、市民税・県民税の免除が受けられる川崎市独自の「少額所得者の減免」制度があります。

減免を申請される方は

平成27年(2015)3月16日までに申告書を提出した方で、納税通知書が届いてから減免申請書及び生活状況申立書を納税期限までに市税事務所へ提出することになります。

なお「納税通知書は」例年、6月10日前後に届けられます。

川崎市少額所得者「市・県民税」減免制度				
扶養親族	なし	1人	2人	3人
所得限度額	1,110,800	1,474,800	1,816,400	2,162,230

4人以上は、2,162,230円に1人につき470,050円を加算した額。↓
※扶養親族数には、控除対象配偶者を含みます。←